

関 係 法 令 等

- 山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例 . . . P 1
- 山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議規則 P 2
- 介護保険法 P 4
- 老人福祉法 P 5

○山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例

平成17年3月22日 条例第30号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関の設置については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 本市の執行機関の附属機関（次条において「附属機関」という。）として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

別表（第2条関係）※関係部分のみ抜粋

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会	山陽小野田市地域包括支援センターの運営について協議すること、並びに指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援の一部を委託すること、及び特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することについて審議し、意見を述べること。
	山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議	高齢者の保健福祉環境づくりの総合的、かつ、計画的な推進に関する事項について調査し、審議すること。
	山陽小野田市介護給付適正化委員会	山陽小野田市の介護保険サービスの適正化について調査し、審議すること。

○山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議規則

平成17年3月22日 規則第82号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議（以下「推進会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 推進会議の委員は、23人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 介護サービス利用関係者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 推進会議には、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、市長の請求に基づき、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(結果の報告)

第6条 会長は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

○介護保険法 （※抜粋）

平成9年12月17日 法律第123号

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

(2) 各年度における地域支援事業の量の見込み

(3) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

(4) 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3～5 （略）

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

7～13 （略）

○老人福祉法 （※抜粋）

昭和38年7月11日 法律第133号

（市町村老人福祉計画）

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

（1）前項の老人福祉事業の量の確保のための方策に関する事項

（2）老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項

4～6 （略）

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

8～10 （略）